

○バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE) に対する院内感染防止対策の徹底について

(平成一〇年七月三一日)

(医薬安第八三号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省医薬安全局安全対策課長通知)

標記については、平成九年四月二三日指第四一〇号健医感発五一号厚生省健康政策局指導課長、厚生省保健医療局エイズ結核感染症課長連名通知「バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE) に対する院内感染防止対策について」により貴管下医療施設への周知徹底方お願いしているところである。

当該通知を発出した時点では、我が国においては、バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE) の患者の報告はなかったが、現在までの間にバンコマイシン耐性腸球菌 (VRE) の感染者の発生は九件報告されている。欧米におけるバンコマイシン耐性腸球菌 (VRE) の感染患者の発生状況を勘案すると、今後当該菌の感染者の発生が増加してくることも想定されるため、バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE) に対する院内感染防止対策の観点から、当該通知について、引き続き関係機関への周知徹底方お願いする。

あわせて、バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE) による感染症患者の発生が疑われる場合には、当面、貴部(局)を通じて迅速に当課(昨年七月厚生省の機構改革により院内感染対策の所掌が医薬安全局に移管)あて情報提供されるよう、貴職より貴管下医療施設に対して再度協力依頼方お願いする。